

## 重要 令和4年度地域づくり活動応援事業について

- 1 従来は、西播磨県民局から補助金の交付を受けた「こころ豊かな美しい西播磨推進会議」が各団体へ助成していましたが、令和4年度は、西播磨県民局が直接助成することとなります。

### ◆主な手続きの流れ

- ① 地域団体が西播磨県民局あて「応募書」を提出
  - ・提出前には、事業内容等について県民局にご相談ください。
- ② 審査会での審査（プレゼンテーション有り）
  - ・事業の採択・不採択、助成金額（上限）が決定されます。
- ③ 県民局から応募団体に審査結果を通知
- ④ 事業が採択された団体は、県民局へ補助金交付要綱に基づく「補助金交付申請書」を提出
  - ・審査会での審査結果を受け、応募書に添付された事業計画書（別紙1）、収支予算書（別紙2）の金額等を修正の上、改めて添付してください。
- ⑤ 県民局から団体あて「補助金交付決定通知書」を送付
- ⑥ 団体から「補助事業実績報告書」を提出
- ⑦ 県民局で補助事業履行確認
- ⑧ 団体から県民局へ「請求書」の送付
- ⑨ 県民局から団体へ補助金額の支払い

### 2 注意事項

- (1) 審査会で決定された助成金額は、最終的に助成される金額の上限となります。  
事業完了後、上記⑥の「補助事業実績報告書」を提出していただきますが、適正でないと判断される費用の支出については、助成金額が減額されることもあります。
- (2) 事業内容を変更される場合、補助要綱に基づく「補助金変更交付申請書」を提出していただきますが、変更内容によっては、認められないケース、また、補助金交付決定額が減額されるケースもありますので、事前に必ずご相談ください。
- (3) 補助を受けた団体は、補助金交付に係る帳簿、収入及び支出についての証拠書類を、事業が完了した年度の翌年度から5年間保管していただきます。  
⇒令和4年度事業であれば、令和10年3月末まで保管義務があります。